

平成4年度の国民健康保険税率について

〔 現 状 〕

【国・県】 国民健康保険制度は、平成30年度からの財政運営の都道府県化を契機として、最終的に「県で1つの国保」を目指しており、令和3年度から5年度を期間とする「第2期埼玉県国民健康保険運営方針」においては令和9年度を目標に、賦課の2方式（所得割・均等割）を中心とした保険税水準の準統一化が掲げられています。

4方式における資産割は居住市町村内の所有資産のみが対象であり、近年では所得を生まない自己資産が多くなっていることから従来から不公平感があり、また平等割は単身世帯の増加等によって社会情勢にそぐわなくなっている等の課題から、県内においては令和2年4月現在、41市町村が2方式、22市町村が4方式を採用しています。一方で2方式による税率の統一化は被保険者の負担が大きく変動する場合があります、導入にあたっては慎重な対応が必要となります。

※埼玉県国民健康保険運営方針とは

・国保財政の都道府県化に伴い平成30年度から策定、1期3年を期間とし、国民健康保険法においては「市町村は、都道府県国保運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努める」とされています。

※保険税水準の統一化

・原則として、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税となることと定義されています。

【本市の現状】

本市においては、平成24年度以降被保険者が減少し、超高齢社会の進展と相まって、保険税収入は年々減少傾向にあります。一方、県が保険給付費の財源として市町村から徴収する事業費納付金は今後も増加が予想され、また国保特別会計の決算上の補填である法定外繰入金（その他一般会計繰入金）についても年々予算額が増額し、令和2年度決算においては当該年度において一般会計に全額を繰り戻すことができませんでした。（令和2年度決算残額32,376千円）加えて、法定外繰入とともに決算上の補填としても有効な国民健康保険財政調整基金も年々減少傾向にある等、国保財政の厳しい状況は継続しています。

〔現時点での方向性〕

本市は現時点で4方式を採用していますが、国保財政の現状と県の運営方針による今後の展開を考慮すると長期的方向性としては2方式の導入を前提とした税率改定は本市においても避けられないものと考えております。

しかしながら、朝霞地区4市の他市において2方式を導入している市がないことや、法定外繰入の決算残についても令和3年度予算執行の過程で精算予定であること、加えて新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、現時点における大幅な税率改定は被保険者負担の増大による影響や社会的不安の増長を招きかねないことから、

令和4年度については国民健康保険税率改定を行わず、財政及び他市の状況、並びに社会情勢に注視しながら、長期的視点に立った税率改定を実施したいと考えております。